

静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）の改定

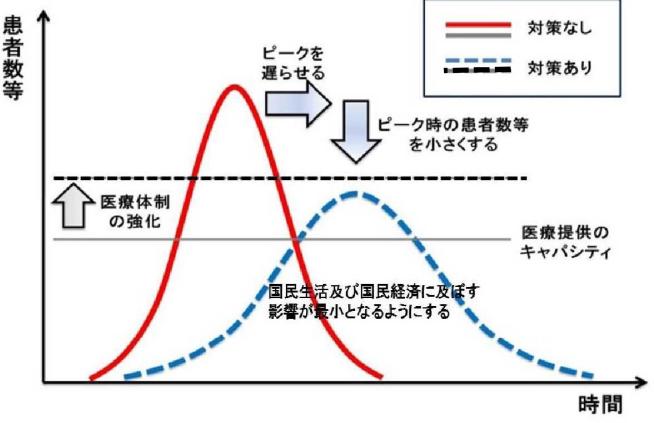
1 計画の沿革及び概要

沿革

- 現行の県行動計画は、政府行動計画（2013年）と整合を図った上で、2013年に策定
- 新型コロナの経験を踏まえ政府行動計画が全面改定（2024年7月）されたことを受け、県行動計画を改定**

計画の目的等

目的	新型インフルエンザ等への対策強化を図り、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする（以下のイメージ図参照）
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法） 第7条
計画期間	2025年度から（政府行動計画改定にあわせ概ね6年ごと改定）
関係計画	静岡県感染症予防計画、静岡県保健医療計画



2 課題

- 新型コロナ対策の初動において体制整備に時間を要した**
現行の県行動計画の対策項目以外の事項への対策（検査体制の整備、個人防護具の確保等）が必要であったことに加え、平時の具体的な準備が定められていなかった
- 対策の切替えのタイミングが不明確であった**
ウイルスの変異等による複数の感染拡大の波の発生に対してリスク評価に関する視点がなかった
- 平時から感染症危機を想定した方針決定の仕組みや、初動期において専門家の意見を施策に反映させる体制がなかった**
司令塔機能を担う部署や、常設の専門家会議がなかった

3 改定の内容

基本方針

- 全面改定**（政府行動計画と同様）
- 政府行動計画から県及び市町等に関する部分を抜き出して記載するとともに、県独自の施策についても記載

改定のポイント

- 対策項目を現行の県行動計画の6項目から13項目に拡充
- 平時の準備について充実（定期的な訓練、医療措置協定の締結による医療提供体制の整備等）
- 「いつ何をするべきか」を明確化するために、対応時期別（準備期、初動期、対応期）に実施内容を整理
- 感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」の役割を記載（常設専門家会議、情報プラットフォーム等）

第1章 総論

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画、県行動計画
- 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針
- 県行動計画の実効性を担保するための取組等

第2章 各段階における対策（各論）

- 3つの対応時期**（準備期、初動期、対応期）における13の対策項目（赤字下線は新規項目） ※改定のポイントを踏まえた主な記載

対策項目	対応時期	準備期	初動期	対応期
(1)実施体制	平時からの情報共有や訓練の実施	常設専門家会議のリスク評価 連携協議会による対策の協議	各種情報等を踏まえて、県内の実情に応じた適切な対策の実施	
(2)情報収集・分析	感染症管理センターの感染症情報プラットフォームの活用	情報収集・分析体制の強化、リスク評価体制の確立	リスク評価の実施	
(3)サーベイランス	リスク評価に基づく迅速な対応の準備	国と連携したリスク評価に基づく感染症対策の判断	リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断	
(4)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	有事における迅速な情報提供体制の整備	感染症に関する迅速な情報提供偏見、差別の防止や偽情報対応	感染症対策に関するリスクコミュニケーションの実施	
(5)水際対策	平時からの国との連携強化	患者への入院勧告措置、積極的疫学調査等、必要な措置の実施	国との水際対策の変更時に、必要に応じて協力	
(6)まん延防止	感染症対策の機動的実施のためのデータ等の整理	感染症まん延への対応準備	患者等への対応、住民への要請、事業者等への対応	
(7)ワクチン	国と連携し、円滑なワクチン流通や接種体制の整備	円滑な接種体制の確保 住民からの相談窓口等の設置	接種の実施 ワクチンに関する情報提供	
(8)医療	協定による医療提供体制の整備 研修や訓練の実施	【感染症管理センターによる医療機関への要請】 医療提供体制の確保 医療提供体制の段階的拡充		
(9)治療薬・治療法	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	国と連携した治療薬の適時かつ公平な配分の実施	迅速な治療薬の確保、流通や備蓄状況の監視、国への補充要請	
(10)検査	検体や病原体の搬送体制等の定期的な訓練の実施	迅速な検査体制の立ち上げ	県民生活及び地域経済の維持を目的とした検査の利活用の判断	
(11)保健	研修訓練を通じた人材育成、連携体制の構築	感染症有事体制への移行準備 検体採取等によるまん延防止	有事体制の迅速な移行 感染症対策の強化	
(12)物資	感染症対策物資の備蓄	医療機関への円滑な感染症対策物資配布の準備	協定締結医療機関における備蓄状況の確認	
(13)県民生活・地域経済	事業者や指定地方公共機関の業務継続計画の策定支援	国とともに、事業者へのテレワークの推進等の要請の実施	国とともに、事業者支援や雇用等の施策について対応	